

# 産業雇用安定助成金の 活用状況について

# 1 産業雇用安定助成金 出向計画届の受理状況

令和3年2月5日（制度創設日）～令和3年11月30日実績

- 産業雇用安定助成金の出向計画届受理件数は、事業所ベースで5件、労働者ベースで8人
- 大分県内の事業所から県内の事業所に出向するケース4件（対象労働者数6人）
- 大分県内の事業所から県外の事業所に出向するケース1件（対象労働者数2人）

## ① 出向計画労働者数及び事業所数

出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数
8人	5所	5所

## ② 企業規模別 出向計画労働者数

出向先 \ 出向元	大企業	中小企業
大企業	0	0
中小企業	0	8
官公庁	0	0

## ③ 業種別 出向計画労働者数

出向先 \ 出向元		H	M	N	合計 (人)
		運輸業、郵便業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	
H	運輸業、郵便業	2	0	0	2
L	学術研究、専門・技術サービス業	0	2	0	2
M	宿泊業・飲食サービス業	0	2	0	2
N	生活関連サービス業、娯楽業	0	0	1	1
P	医療、福祉	0	1	0	1
合計 (人)		2	5	1	8

《 参考 》

【出向元】	【出向先】
運輸業（2人）	→ 運輸業
宿泊業（2人）	→ 専門サービス業
飲食サービス業（2人）	→ 飲食サービス業
宿泊業（1人）	→ 医療業
その他の生活関連サービス業（1人）	→ その他の生活関連サービス業

## 2 産業雇用安定助成金 支給実績

令和3年2月5日（制度創設日）～令和3年11月30日現在実績

- 産業雇用安定助成金の支給申請受理件数は23件、そのうち支給決定件数は18件
- 支給決定金額は、出向元：901,500円、出向先：4,257,300円、計：5,158,800円
- 支給申請頻度は、出向計画届5件のうち1か月が3件、2か月が2件（支給申請頻度は1か月毎から6か月毎まで選択が可能）

- 支給申請書受理及び支給決定の状況

支給申請書 受理件数 (件)	支給決定 件数 (件)	支給決定金額（円）		
		出向元	出向先	計
23	18	901,500	4,257,300	5,158,800

### 3 産業雇用安定助成金の制度改正について

○ 令和3年8月1日付けで改正された主な内容

#### (1) 助成金の対象となる「出向」について

【通常】

出向元事業主と出向先事業主が、資本的・経済的・組織的関連性等などから見て独立性が認められる事業主間で行う出向が対象。



【特例】

出向元事業主と出向先事業主が、資本的・経済的・組織的関連性等などから見て独立性が認められない事業主間で行う出向（\*）も対象となる。ただし、次の要件を満たすことが必要。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために行われる出向
- ② 通常配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向
- ③ 令和3年8月1日以降に新たに開始した出向

\* (例) ・ 子会社間の出向（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限る）  
・ 代表取締役が同一人物である企業間の出向  
・ 親会社と子会社の間の出向 など

## (2) 助成率・助成額について

### 【独立性が認められる事業主間の出向の場合】

○出向運営経費（賃金・教育訓練、労務管理など、出向中に要する経費）

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

【通常】

○出向初期経費（就業規則・備品の整備など、出向の成立に要した経費）

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当たり（定額）	

※ 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合は、助成額が加算される。



### 【独立性が認められない事業主間の出向の場合】

○出向運営経費（賃金・教育訓練、労務管理など、出向中に要する経費）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

【特例】

※「出向初期経費助成」は支給対象外

### (3) 公益特例について

「公益の目的」（※1）のために「大量」（※2）の被保険者を出向させる場合については、通常の上限人数（一の年度に500人）とは別に、一の年度に1,000人を限度として支給対象とすることができる。

本特例については、一の事業主に雇用された同一の労働者に対する助成金の支給は3か月を限度とし、支給日数は特例以外分と合わせて12か月（365日）を限度とする。

- (※1) 「公益の目的」とは、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン集団接種・大規模接種やPCR検査等、国や地方公共団体等から発注された公益性の高い仕事に従事させることを目的とした出向を指す。
- (※2) 「大量」とは、出向元事業所又は出向先事業所において一の判定基礎期間あたり30人以上の対象労働者を送り出す又は受け入れる場合を指す。
- (※3) 独立性の認められない事業主間で行う出向については、本特例の対象外。
- (※4) 国や地方公共団体等から委託を受けて事業を実施する場合、当該委託事業に従事し、賃金の全部又は一部が当該委託事業の委託費を原資として支払われている労働者の賃金については対象外。